

通所型サービスの現状と見直しについて

1 令和3年度の方針

秋田市では、令和3年度から通所型介護予防事業（以下「通所C」という。）をスクリーニングの場として活用するとともに訪問型介護予防事業（以下「訪問C」という。）の併用を原則とする。

通所型サービスAについては令和3年度は実施せず、住民主体を基盤とした総合事業を推進していく上での必要性を含めて引き続き検討していく。

2 秋田市における通所型サービスの現状と課題

- (1) 令和元年12月に実施した通所型サービス事業所向けのアンケート調査により、従前相当の通所型サービス（以下「デイサービス」という。）を必要とする割合は28.3%であることが分かった。このことから、多様なサービスによる対応が可能と考えられるケースは相当数あると考えられるが、移行が進んでいない現状がある。
- (2) 通所C利用後に、「改善」の評価を受けた利用者は3割程度で、このうち76.3%は翌年度も利用していることから、サービス依存やサービス利用自体が目的化している可能性がある。
- (3) 低単価である通所型サービスAへの参入は難しいという事業者からの声が聞かれている。

3 課題への対応策

これらの課題を受け、「改善」とサービスからの「卒業」を見据えたサービス利用という意識の定着を図り、サービス依存にならないようにする必要がある。

そこで、通所Cが専門職による短期集中的なかかわりにより、可能な限り元の生活に戻ることができるよう「改善」を促し、「卒業」後は通いの場等で状態を維持することを目指すプログラムであることに着目し、以下のとおり通所Cを見直して実施することとする。

なお「卒業」とは、介護保険サービスを利用する必要がなくなり、利用を終了することを指す。

(1) 通所Cをスクリーニングの場へ

通所型サービスを希望する場合は、原則として通所Cを利用することとし、サービス卒業後に、利用者に最適なサービス（地域の通いの場等）を選択できるようにする。

(2) 訪問Cの併用

通所Cによる事業の効果を高めるため、リハビリテーション専門職による介護予防ケアマネジメント支援を利用している場合および地域ケア会議を実施する場合を除き、原則として訪問Cを併用することとする。

(3) 令和3年度の通所C対象者

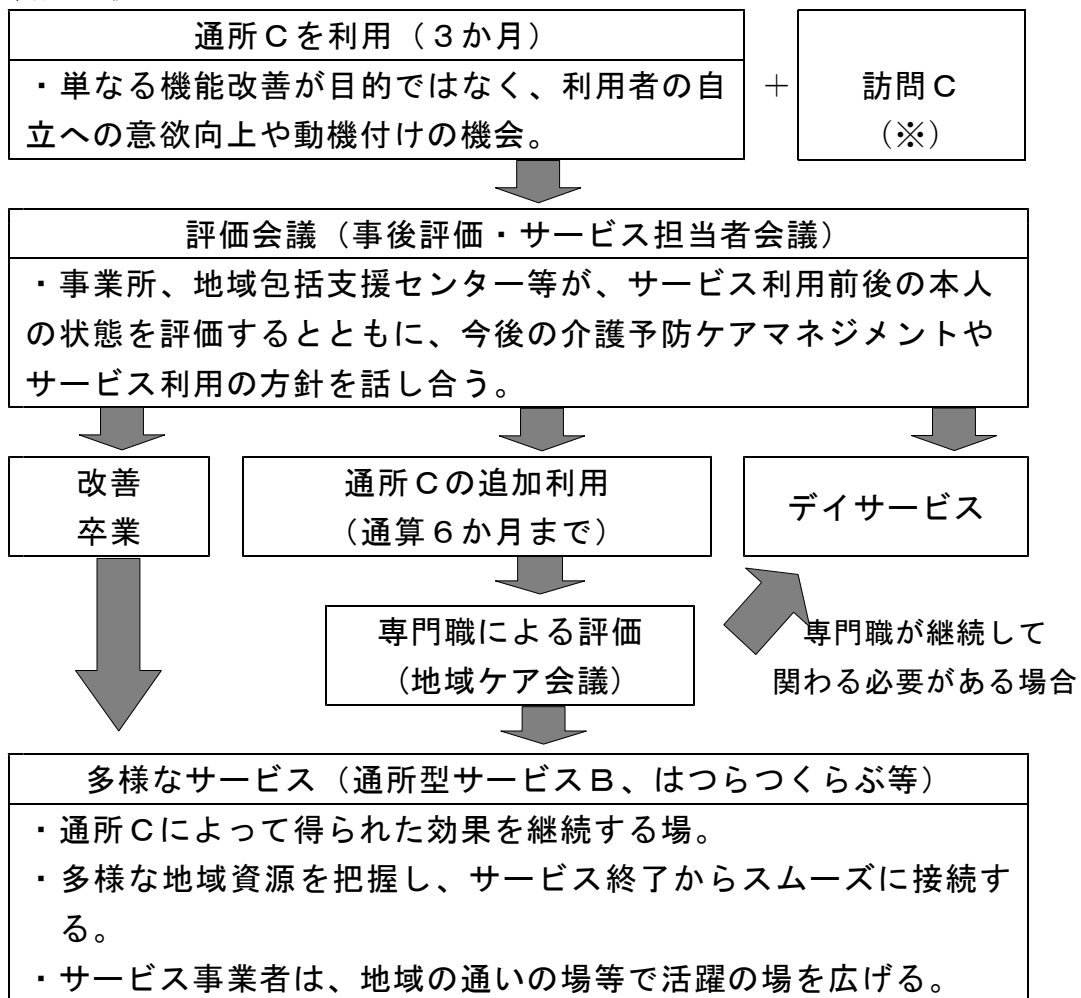
- ・通所C利用希望者
- ・デイサービスを希望する新規又は更新の申請があった事業対象者
- ・デイサービスを希望する新規要支援認定者（更新・区分変更を除く）

また、以下のアからエに示す通所Cの利用が適切でない状態像に当てはまる場合は、デイサービスを利用することとし、介護予防サービス・支援計画書（以下「ケアプラン」という。）の「サービス種別」欄に、アからエのうち当てはまるものを明記した上で当該ケアプランの写しを提出することとする。

【通所Cの利用が適切でない状態像】

- ア がん末期
- イ 進行性の疾患（パーキンソン病、脊髄小脳変性症等）
- ウ 認知症（Ⅱa以上）
- エ その他身体的、精神的状態に配慮した通所型サービスの利用が必要なかった

(4) 利用の流れ



(※) リハビリテーション専門職による介護予防ケアマネジメント支援を利用している場合および地域ケア会議を実施する場合を除く。

4 見直し後の変更点と留意点

(1) 地域包括支援センター、ケアマネジャー

- ・通所型サービスの利用希望があった場合、原則として通所Cの利用につなげる。
- ・通所C利用中又は利用後に、利用者が自宅で行うトレーニングを含めた生活状況を確認し、アドバイスを行うなど、セルフケアの支援を行う。
- ・地域の通いの場や一般介護予防事業へスムーズにつなげる。

(2) サービス事業者（通所Cの受託事業者、デイサービス事業者）

- ・今後の通所型サービスは通所Cの利用が原則になる。
- ・通所Cでは、「改善」につながる効果的なプログラムを提供するとともに、「卒業」につながるよう、必要に応じてセルフケアの支援を行う。
- ・サービス利用前後の本人の評価結果を評価会議や地域ケア会議等で共有し、今後のセルフケアの支援や介護予防ケアマネジメントの方針に反映させる。

5 今後の見通し

令和4年度以降の対象者や実施の方向性については、見直し後のサービス利用実態や介護予防ケアマネジメントが通所型サービスの目的に沿って進められているか評価し、検討していく。